

# 公益社団法人日本インプラント学会個人情報保護に関する運用細則

平成27年5月31日制定

公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下「本学会」という。)における個人情報の取り扱いにつき、本学会個人情報保護に関する規程(以下「規程」という。)を実施・徹底し、その円滑な運用を図るために、規程第4条2項に基づき、本運用細則を定める。

(利用目的等の周知及び同意)

第1条 本学会が定款に定める目的を達するために取得する会員の個人情報は、学会のホームページ及び会報並びに総会等において、その利用目的を公表する。規程第6条2項に規定する個人情報取得については、取得時に利用目的等の通知を「個人情報利用に関するお知らせ」(様式1)により行い、同意書を取得する。

(利用目的の特定)

第2条 規程第5条第1項の利用目的は、本学会の目的を達成するための事業に関し、次の利用目的に特定する。

- (1) 会員への連絡配信、出版物に配付、委員会・各種催事に係る資料送付、情報連絡
- (2) 代議員選挙等の被選挙人名簿
- (3) 会員の事務的管理及び運営
- (4) 口腔インプラントに関する調査・研究等
- (5) 本学会が団体契約している保険業務に関する管理及び運営
- (6) 口腔インプラント専門医、相談窓口等国民への情報提供
- (7) 本学会入会、表彰及び各種試験合格発表の会報誌等への掲載
- (8) 国民からの相談・紹介・意見・苦情等への対応及びその記録・保管等

(個人情報管理責任者)

第3条 規程第4条第1項で定める理事長が指名する個人情報管理責任者は、総務委員会委員長とする。

(管理)

第4条 会員・役員及び職員等の個人情報は、本学会事務局において一元管理することとし、個人情報管理責任者が責任をもってこれを行う。職員等(非常勤、ボランティア等を含む)は、その取扱いに細心の注意を払い、個人情報管理責任者の指示に従う。

(職員の責務)

第5条 職員等又は職員等であった者は、個人情報保護に関して法令及び規程等を遵守し、業務上知り得た個人情報を第三者に漏えい又は不当な目的のために利用してはならない。

(誓約書)

第6条 職員等は、前第4条及び第5条の徹底を期するため「個人情報保護に関する誓約書」(様式2)を提出し、遵守を誓約する。

(情報使用)

第7条 本学会支部等における事業遂行のため、会員等の個人情報を使用する必要があるときは、理事長あてに使用のための「依頼書」(様式3)を提出しなければならない。

2 理事長及び個人情報管理責任者において、前項の必要性を判断した後、使用に必要と認められる情報につき開示等を行う。

(開示と訂正)

第8条 規程第14条に基づく個人情報についての開示、訂正等の申出があった場合は、本人確認を行い開示し、訂正については「変更届」(別紙4)の提出を求めて確認のうえ行う。

ただし、会員が「会員管理システム」の「会員マイページ」を利用する自己情報の開示、訂正は、会員自ら開示、訂正することができる。

(教育等)

第9条 個人情報管理責任者は、規程等の遵守のため、役職員等に対する講習会の開催など教育の機会を設けるように努める。

(補則)

第10条 この運用細則は運用実績に応じて改変し、改変したときは遅滞なく理事会に報告する。

附則

この細則は、平成27年5月31日制定し、同日から施行する。